

# 平成25年度 施政方針

平成25年3月13日、平成25年南三陸町定例議会において、町長が表明した施政方針についてお知らせします。



平成23年3月11日に発生した東日本大震災より早いもので二度目の春を迎えます。昨年は「復興元年」の位置づけのもと、壊滅的な被害からの復旧・復興に全町を挙げて取り組んでまいりました。

我々の先人が、幾多の津波により甚大な被害を受けながらも、不撓不屈の精神でこれらの苦難を乗り越え、町を再建してきたように、私たちも、これまでの取り組みにより、沿岸部を席卷していた瓦礫の処理を進め、震災後の無残な姿からの脱却は順調に進んでおり、基幹産業である水産業につきましても、漁業者の懸命な努力もあって一定程

度の水揚げを確保できる水準に回復しつつあります。

この間、国にあつては、民主党を中心とした政権から、自由民主党と公明党による連立政権へと政権交代し、新たに発足した安倍内閣においては安倍首相自ら「閣僚全員が復興大臣だ」という意識を共有し、あらゆる政策を総動員する」と表明しており、復興予算を盛り込んだ大型の補正予算も可決・成立するなど、復興に向けた一層のスピード化が期待されるのであります。

また、宮城県におきましても県管理の河川や道路、防潮堤等、具体的事業への着手が

始まっております。町といったしましても、町事業も含め県と緊密に連携し、一体的な展開を図ることに、効率的かつ迅速に復興事業全体を推進しながら、国に対しましても今後とも被災地の現状をしっかりと訴え、復興に有効な施策の制度化を実現していかなければならぬと考えております。

目下の極めて厳しい状況下での最優先課題は、震災からの再生・復興であることは言うまでもありません。町民生活安定のための必要なサービスを確保する一方、復興の実現に向け、相当な規模となりました平成25年度当初予算の

執行において、政策の順位付けと執行体制の強化並びに資本の集中的な投下を図らなければならず、一時的に施策の密度が薄くなる分野も予見されますことから、町民の皆様にはまちづくりの長期的な展望をお示しし、理解を得ながら、ふるさとを取り戻すための政策について、勇気をもって進めなければならぬと考えております。

また、平成25年度は復旧期の最終年度であるとともに、復興事業を本格的に展開していく年度となります。従いまして、震災復興計画で掲げた「緊急に対応すべき重点事項」の完遂と継続的に実施すべき

事業を見極め、復興の進捗が目で見、肌で感じられるよう復興諸施策を推進し、震災から3年目となるこの年を「生活再生・住宅再生元年」と位置付け、災害公営住宅の建設、防災集団移転促進事業用地の造成工事について、全ての計画地に着手するとの強い意志を持って進めてまいります。

それでは、平成25年度町政運営の主要施策の概要につきまして、「南三陸町震災復興計画」に掲げました復興目標の柱に基づき、順次申し上げます。

## 安心して暮らし続けるまちづくりの推進

被災された多くの町民の方々は今もなお不自由な生活を余儀なくされております。長期化が予想されます応急仮設住宅での生活が、できる限り良好な生活環境となるよう、必要な維持管理の確保等は切れ目なく続けていかなければならないと考えております。また、環境の変化によるいわゆる生活不活発病の防止や孤独な生活に陥らないよう心のケアと生活全般の支援を継続させるため生活機能調査や地域支え合い体制づくり助成事業も継続してまいりますし、自治会等を中心として構築された地域コミュニティの振興を図る取り組みを推進するため、その活動を支援するボランティア団体等へのおらほのまちづくり支援事業の適用範囲の拡充も図ることとしております。

機能の早期回復に向けた取り組みとして、町民生活の安全・安心を担保する社会基盤である防災機能の強化を図るため東日本大震災で流失した潮位観測等システム復旧事業を行うほか、ライフラインであります上水道事業につきましても、平井田地区などの災害復旧事業を進めてまいります。病院・社会福祉施設の復旧につきましても、現在、病院及び保健福祉施設の一體的な整備・建設に向けて設計業務を進めておりますが、とりわけ病院事業につきましては、開業までの間は公立志津川病院及び南三陸診療所において医療体制及びマンパワーの確保が必要となることから、継続的な病院運営が可能となるよう一層の健全化にも努めてまいります。また、介護福祉施設の復旧においては、民間事業者による戸倉地区への仮設デイサービスセンターの整備並びに志津川地区における小規模多機能型居宅介護施設の整備が予定されることから、施設整備に係る支援を行ってまいります。さらに必要な医療・福祉体制の安定的確保といたしまして、看護・介護学生等修学資金貸付制度の継続

とホームヘルパー2級が制度改正により改められます介護職員初任者研修にも対応した講座も開設し人材の育成にも努めてまいります。

続いて、行政機能の回復についてであります。復旧・復興事業の本格化に伴い深刻化するマンパワー不足につきましては、国・県及び全国の自治体の協力を得ながら、引き続き多くの長期派遣職員のご支援をいただくこととしております。また、新規及び任期付職員の採用等による充足も図り、行政機能の充実・確保に努めながら復興事業への取り組みを加速させるため、復興事業推進課を3課に再編し、内部体制について不断の強化を進めることとしております。

命を守る土地利用への転換につきましても、復興における土地利用の基本的な考え方である「なりわいの場所は様々であつても住まいは高台へ」のもと、高台への住まいの確保が現実味を帯びてまいりました。先の入谷地区・名足地区災害公営住宅整備事業並びに藤浜地区防災集団移転促進事業の着工、引き続き寄木・葦の浜地区防災集団移転促進事業など、町内各地にまさに

「生活再生・住宅再生元年」としての槌音が確かなものとなってまいります。また、個別移転される方々への町独自の支援策であります危険住宅移転支援事業補助金、水道給水装置設置費補助金、下水道等受益者浄化槽設置工事費補助金、高台移転等低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業費補助金及び住宅用太陽光発電システム設置補助金制度も住宅再建への支援策として継続してまいります。なお、平成25年度におきましても、被災した低地の有効活用及び高台との有機的連携を図るための被災集落等再生基本計画の策定にも取り組むこととしており、さらに震災を経て再構築されつつある地域コミュニティにつきましても、しっかりと地域に根差したものとなるよう下支えの体制を構築するため、コミュニティの活動の核となる集会施設の確保につきましても支援策を講じて行く考えでおります。

次に、生命と財産を守る防災と減災のまちづくりであり、海岸・河川堤防の本格復旧・整備につきましても、国、県その他関係機関と緊密に連携し早急に整備を進めて

まいります。消防施設等の高機能化の取り組みといたしまして、入谷地区、葦の浜地区への防火水槽の更新設置、石泉班、石浜班に消防小型動力ポンプ積載車を更新配備し、さらに防災と減災のまちづくりの推進に当たり、自主防災組織の再構築、防災教育の充実にも努めてまいります。また、東日本大震災の経験と教訓を記録し後世に伝えるとともに、大津波の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しを行うこととしておりましたが、本町の一部が原子力災害対策における緊急時防護措置準備区域（UPZ）に含まれたことから、新たに原発事故対策を規定した原子力災害対策編の策定が求められております。対策編につきましても、関係機関のご意見等を踏まえながら早急に策定してまいります。地域防災計画全体の取りまとめにつきましても、万全を期してまいります。

命を守る交通ネットワークの整備につきましては、三陸縦貫自動車道登米志津川道路の整備が志津川トンネルの掘削を含め順調に進捗しており、南三陸道路におきましても小